

令和7年度（2025年度）水質検査計画



泉町浄水場 管理棟

門真市環境水道部

水質検査計画について

水質検査計画は、供給される水道水が、人の健康保護又は生活上の支障を生じないよう水質基準の適合状況を確実に把握し、安全性を確認するために不可欠なものです。門真市環境水道部では受水する浄水や給水栓（蛇口）での水質の安全性を確認するために、水質検査計画を策定し、それに基づく水質検査を実施します。また、水質検査計画及び検査結果については、ホームページにて公表します。

《水質検査計画の内容》

- 1 水質検査基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 門真市の水道の原水および水道水の状況
- 4 水質検査地点、検査項目および検査頻度について
- 5 臨時の水質検査について
- 6 水質検査の自己検査／共同検査の区分について
- 7 水質検査の委託検査について
- 8 水質検査計画および検査結果の公表について
- 9 水質検査結果の評価について
- 10 水質検査計画の見直しについて
- 11 水質検査の精度と信頼性保証について
- 12 関係者との連携
- 13 原水の水質検査について

1 水質検査基本方針

門真市環境水道部が供給する水道水が水道法第4条に定める水質基準に適合し、安全であることを確認するために、以下の方針によって水質検査を行います。

- ① 検査地点は、配水系統ごとに送水地点と市内給水栓を各々1地点以上選定します。また、水道施設の構造、配水管網の状態などを考慮して、供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所とします。
- ② 検査項目は水道法で義務づけられた水質基準項目及び別表3で定めた水質管理目標設定項目とします。それら以外の水質管理目標設定項目については、受水している大阪広域水道企業団の検査結果情報を収集することにより確認します。
- ③ 1日1回以上行う項目（色、濁りおよび消毒の残留効果に関する検査）については、職員による検査、又は連続自動測定機器による連続測定とします。
- ④ 定期の水質検査のうち、おおむね月1回以上行うこととされている水質基準項目については月に1回以上、その他の項目はおおむね3ヶ月に1回以上、又は1年に1回以上の検査とします。

2 水道事業の概要

門真市は、河川や地下水等良質で安定的に供給出来る水道水源がありません。そのため、淀川を水源とする大阪広域水道企業団の庭窪浄水場、村野浄水場の両浄水場から高度浄水処理水を泉町浄水場、上馬伏配水場で受水して市内に供給しています。

（1）受水状況

ア）泉町浄水場

所在地 門真市泉町7番23号

施設 2,300m³ 2基

3,400m³ 1基

水源 大阪広域水道企業団 庭窪浄水場より浄水受水

分岐名 三番分岐

イ）上馬伏配水場

所在地 門真市四宮2丁目2番43号

施設 3,300m³ 2基

6,000m³ 1基

水源 大阪広域水道企業団 村野浄水場より浄水受水

分岐名 上馬伏分岐

(2) 配水状況（令和5年度決算による）

区 分	内 容
給水区域	門真市内
給水人口	116,836 人
給水戸数	64,088 戸
普及率	100%
配水量	12,722,450m ³
1 日最大配水量	39,260m ³
1 日平均配水量	34,761m ³



上馬伏配水場 PC 配水池

3 門真市の水道の原水および水道水の状況

門真市の水道は大阪広域水道企業団から供給される浄水を受水しています。この水は大阪広域水道企業団により適切に管理され、安定した水質を保っています。水質管理上留意すべき項目及び事項は、別表1のとおりです。

この管末地域での残留塩素濃度を適切に確保するため、適宜塩素（次亜塩素酸ナトリウム）注入を行っております。これまでの水質検査結果では水質基準を満たしており安全な水です。

また、クリプトスポリジウム並びにジアルジアについては本市が受水している大阪広域水道企業団がその対策を行っていることから、受水時に連続自動測定機器で濁度が0.1度以下となっていることを常時監視しています。

4 水質検査地点、検査項目および検査頻度について

(1) 水質検査地点（別図1、別表2～4参照）

ア) 水質基準項目

水道法では検査地点は給水栓を原則とし、配水系統ごとに供給される水が水質基準に適合することができる場所を選定することとされているため、浄・配水場の出口（送水地点）2地点と各配水区域の給水栓1地点ずつの2地点（殿島町、岸和田）の計4地点とします。

イ) 水質管理目標設定項目

水質基準項目と同じ地点で検査を行います。

ウ) 自己検査項目

上記の水質基準項目検査地点4カ所に加え浜町、御堂町、朝日町、大橋町、北島町、三ツ島の計10地点で検査を行います。



連続自動測定機器

エ) 連続自動測定機器

上記10地点に設置し、濁度等の検査を行います。

(2) 水質検査項目（別表2、3参照）

水道法で定められている水質基準項目及び別表3で定めた水質管理目標設定項目について実施します。

(3) 検査頻度（別表2、3参照）

ア) 1日1回以上行う検査について

市内給水栓、浄・配水場出口では、色、濁り、残留塩素などの検査を連続自動測定機器による常時監視、または職員による1日1回以上の検査を行います。

イ) おおむね月1回以上行う検査について

水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度の検査をおおむね月1回以上行います。

ウ) おおむね3ヶ月に1回以上行う検査について

上記ア)、上記イ)、下記エ)及び下記オ)以外の項目については、おおむね3ヶ月に1回以上の検査を行います。

エ) 年1回行う検査について

3ヶ月に1回以上行う基準項目の中で、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類については、過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、過去3年間の水質検査結果が基準の1/10以下であることから、3年に1回まで検査を省略することができますが、本市では安全性の確認のため、年に1回検査を行います。

オ) かび臭項目

ジオスミン、2-メチルイソボルネオールのかび臭項目は、過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略できますが、安全性の確認のため年に1回検査を行います。

5 臨時の水質検査について

(1) 臨時の水質検査を実施するとき

- 1) 大阪広域水道企業団など関係機関から水質に異常が発生した等の緊急連絡があった場合
- 2) 配水管の大規模工事その他水道施設が著しく汚染されたと疑われるとき
- 3) その他、特に水質検査をする必要があると認められるとき

(2) 臨時検査における水質検査項目

水道法第4条に定める水質基準項目のうち、原則として一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びに残留塩素の10項目と、その状況に合わせて必要な水質基準項目について水質検査を実施します。

(3) 臨時検査の方法

臨時の水質検査は、水質の異常が発見されたときに実施し、水質の異常が終息し、給水栓（蛇口）での安全性を確認するまで継続します。

6 水質検査の自己検査／共同検査の区分について（別表 2、3 参照）

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査について自己検査および共同検査によって実施します。共同検査は大阪広域水道企業団で実施する市町村水道水質共同検査及び東大阪市、寝屋川市、門真市の 3 市で実施する東部三市水道水質共同検査です。

7 水質検査の委託検査について（別表 2、3 参照）

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査については、別表 2 及び 3 のとおり、自己検査及び共同検査で検査を実施しているため委託を行っている項目はありません。

8 水質検査計画および検査結果の公表について（別図 2 参照）

水質検査計画は毎事業年度開始前に策定し、ホームページで公表します。また、水質検査計画に基づく水質検査結果についてもホームページ等で公表します。

9 水質検査結果の評価について

各水質検査項目の検査結果を地点ごとに水質基準値等と比較・評価することで、検査頻度を検討し、翌年度の水質検査計画に反映していきます。

10 水質検査計画の見直しについて（別図 2 参照）

本計画は、水質基準に係る省令等の改正、水質検査結果及びお客さまからのご意見等を考慮した上で、本計画の見直しを行います。

11 水質検査の精度と信頼性保証について

検査項目は多種多様にわたり、その測定範囲も極微量レベルです。本市では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、以下の方法によって正確で精度の高い検査体制を整えていきます。

（1）水質検査の精度

原則として基準値および目標値の 1/10 の定量下限精度を確保し、1/10 付近において変動係数（CV）が無機物では 10%以下、有機物では 20%以下の精度が保てる水質検査を行います。

（厚生労働省建設局水道課長通知、健水発第 1010001 号第 4 その他留意事項及び別添 5 水質基準項目の測定精度による）

（2）信頼性保証

各種分析機器のメンテナンスを定期的 to 実施します。また、測定手順書を整えることによって各測定者間の個人差をなくし、同じ精度の水質検査となるように信頼性保証の確保に努めます。同時に外部精度管理検査（環境省、大阪健康安全基盤研究所）に可能な限り参加し、信頼性の確認と保証の確保に努めます。



ICP 発光分光分析装置



イオンクロマトグラフ

12 関係者との連携

水質事故が発生した場合には、大阪広域水道企業団など関係機関と連携して、臨時の水質検査などを行います。

***アクアネット大阪**などを通じた情報交換により、お客様に常に安全な水道水を供給できるように努めています。

アクアネット大阪：大阪広域水道企業団・市町村水道情報交換システムの愛称で、大阪広域水道企業団と市町村の情報を相互にリアルタイムで交換することにより、限られた水資源の有効活用や質の向上・安定送水をめざした水のネットワーク。

13 原水の水質検査について

門真市においては、大阪広域水道企業団の庭窪浄水場、村野浄水場の両浄水場から受水しており、受水した水（原水）については、連続自動測定機器で濁度及び残留塩素の項目について常時監視を行っています。

別表 1 水質管理上留意すべき項目及び事項

留意すべき項目	留意すべき事項
トリハロメタン類	塩素消毒時に生成し、管路内など配水・給水過程で上昇
臭素酸	浄水処理時に生成
塩素酸	塩素消毒時に生成
残留塩素	管路内など配水・給水過程で減少
濁度・色度	管路内など配水・給水過程で上昇
pH値	管路内など配水・給水過程で上昇



図 1 水質検査地点（配水系統図）

水質検査項目と検査頻度

別表 2－1

水質基準項目		基準値 (mg/L)	泉町浄水場出口、 上馬伏配水場出口		給水栓 (殿島町、岸和田)		水質検査の方法	検査頻度 設定理由
			検査頻度	過去3年間の 最大値	検査頻度	過去3年間の 最大値		
基 01	一般細菌	100集落以下	月 1 回	0	月 1 回	0	自己検査	A
基 02	大腸菌	検出されないこと	月 1 回	(-)	月 1 回	(-)	自己検査	A
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	0.0003未満	年 4 回	0.0003未満	自己検査	B
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下	年 1 回	0.00005未満	年 1 回	0.00005未満	東部三市水道水質共同検査	C
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下	年 1 回	0.001未満	年 1 回	0.001未満	東部三市水道水質共同検査	C
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	0.001未満	年 4 回	0.001未満	自己検査	B
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	年 1 回	0.001未満	年 1 回	0.001未満	東部三市水道水質共同検査	C
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	年 4 回	0.002未満	年 4 回	0.002未満	自己検査	B
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	年 4 回	0.004未満	年 4 回	0.004未満	自己検査	B
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	年 4 回	0.001未満	年 4 回	0.001未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 4 回	1.24	年 4 回	1.24	自己検査	B
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	0.14	年 4 回	0.15	自己検査	B
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	0.1未満	年 4 回	0.1未満	自己検査	B
基 14	四塩化炭素	0.002 以下	年 4 回	0.0002未満	年 4 回	0.0002未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	年 4 回	0.005未満	年 4 回	0.005未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	年 4 回	0.004未満	年 4 回	0.004未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下	年 4 回	0.002未満	年 4 回	0.002未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	年 4 回	0.001未満	年 4 回	0.001未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下	年 4 回	0.001未満	年 4 回	0.001未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 20	ベンゼン	0.01 以下	年 4 回	0.001未満	年 4 回	0.001未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 21	塩素酸	0.6 以下	年 4 回	0.14	年 4 回	0.15	自己検査	B
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	年 4 回	0.002未満	年 4 回	0.002未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 23	クロロホルム	0.06 以下	年 4 回	0.010	年 4 回	0.008	東部三市水道水質共同検査	B
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	年 4 回	0.003	年 4 回	0.005	東部三市水道水質共同検査	B
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	年 4 回	0.006	年 4 回	0.007	東部三市水道水質共同検査	B
基 26	臭素酸	0.01 以下	年 4 回	0.006	年 4 回	0.006	東部三市水道水質共同検査	B
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	年 4 回	0.021	年 4 回	0.020	東部三市水道水質共同検査	B
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	年 4 回	0.003未満	年 4 回	0.003未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	年 4 回	0.007	年 4 回	0.006	東部三市水道水質共同検査	B
基 30	ブロモホルム	0.09 以下	年 4 回	0.002	年 4 回	0.002	東部三市水道水質共同検査	B
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	年 4 回	0.008未満	年 4 回	0.008未満	東部三市水道水質共同検査	B
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	年 4 回	0.1未満	年 4 回	0.1未満	自己検査	B
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	年 4 回	0.03	年 4 回	0.03	自己検査	B
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	月 1 回	0.03未満	月 1 回	0.03未満	自己検査	B
基 35	銅及びその化合物	1.0以下	年 4 回	0.1未満	年 4 回	0.1未満	自己検査	B
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	年 4 回	17.0	年 4 回	16.7	自己検査	B
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	月 1 回	0.005	月 1 回	0.005	自己検査	B
基 38	塩化物イオン	200 以下	月 1 回	25.0	月 1 回	24.3	自己検査	A
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	年 4 回	50	年 4 回	50	自己検査	B
基 40	蒸発残留物	500 以下	年 4 回	118	年 4 回	111	自己検査	B
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	年 1 回	0.02未満	年 1 回	0.02未満	市町村水道水質共同検査	C
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	年 1 回	0.000001未満	年 1 回	0.000001未満	市町村水道水質共同検査	D
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	年 1 回	0.000001未満	年 1 回	0.000001未満	市町村水道水質共同検査	D
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 1 回	0.002未満	年 1 回	0.002未満	市町村水道水質共同検査	C
基 45	フェノール類	0.005 以下	年 1 回	0.0005未満	年 1 回	0.0005未満	東部三市水道水質共同検査	C
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	月 1 回	0.9	月 1 回	0.9	自己検査	A
基 47	pH値	5.8～8.6	毎日	7.5	毎日	7.5	自己検査	E
基 48	味	異常でないこと	月 1 回	異常なし	月 1 回	異常なし	自己検査	A
基 49	臭気	異常でないこと	月 1 回	異常なし	月 1 回	異常なし	自己検査	A
基 50	色度	5 度以下	毎日	0.8	毎日	0.6	自己検査	E
基 51	濁度	2 度以下	毎日	0.2未満	毎日	0.2未満	自己検査	E
	残留塩素	0.1以上	毎日	1.07	毎日	0.90	自己検査	E

A:水道法施行規則第15条第3号イにより、月に1回以上測定します。（省略不可項目）

B:水道法施行規則第15条第3号ハにより、過去の検査結果より3年に1回にまで省略できますが、水道の安全性の確認のために省略せずに年4回以上測定します。

C:水道法施行規則第15条第3号ハにより、過去の検査結果より3年に1回にまで省略できますが、水道の安全性の確認のために省略せずに年1回以上測定します。

D:受水でカビ臭発生時、または1年に1回測定します。 E:連続自動測定機器、または職員により測定します。

水質検査項目と検査頻度

別表 2 - 2

	水質基準項目	基準値 (mg/L)	給水栓 (浜町、朝日町、 三ツ島)		給水栓 (御堂町、北島町、 大橋町)		水質検査の方法
			検査頻度	過去 3 年間の 最大値	検査頻度	過去 3 年間の 最大値	
基 01	一般細菌	100集落以下	月 1 回	0	—	—	自己検査
基 02	大腸菌	検出されないこと	月 1 回	(-)	—	—	自己検査
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	0.0003未満	—	—	自己検査
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下	—	—	—	—	—
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下	—	—	—	—	—
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	0.001未満	—	—	自己検査
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	—	—	—	—	—
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	年 4 回	0.002未満	—	—	自己検査
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	年 4 回	0.004未満	—	—	自己検査
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	年 4 回(※ 1)	0.001未満	—	—	東部三市水道水質共同検査
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 4 回	1.19	—	—	自己検査
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	0.13	—	—	自己検査
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	0.1未満	—	—	自己検査
基 14	四塩化炭素	0.002 以下	—	—	—	—	—
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	—	—	—	—	—
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	—	—	—	—
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下	—	—	—	—	—
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	—	—	—	—
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	—	—	—	—
基 20	ベンゼン	0.01 以下	—	—	—	—	—
基 21	塩素酸	0.6 以下	年 4 回	0.14	—	—	自己検査
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	年 4 回(※ 1)	0.002未満	—	—	東部三市水道水質共同検査
基 23	クロロホルム	0.06 以下	年 4 回(※ 1)	0.014	—	—	東部三市水道水質共同検査
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	年 4 回(※ 1)	0.004	—	—	東部三市水道水質共同検査
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	年 4 回(※ 1)	0.008	—	—	東部三市水道水質共同検査
基 26	臭素酸	0.01 以下	—	—	—	—	—
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	年 4 回(※ 1)	0.025	—	—	東部三市水道水質共同検査
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	年 4 回(※ 1)	0.003未満	—	—	東部三市水道水質共同検査
基 29	プロモジクロロメタン	0.03 以下	年 4 回(※ 1)	0.008	—	—	東部三市水道水質共同検査
基 30	プロモホルム	0.09 以下	年 4 回(※ 1)	0.002	—	—	東部三市水道水質共同検査
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	年 4 回(※ 1)	0.008未満	—	—	東部三市水道水質共同検査
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	年 4 回	0.1未満	—	—	自己検査
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	年 4 回	0.02未満	—	—	自己検査
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	月 1 回	0.03未満	—	—	自己検査
基 35	銅及びその化合物	1.0以下	年 4 回	0.1未満	—	—	自己検査
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	年 4 回	16.3	—	—	自己検査
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	月 1 回	0.006	—	—	自己検査
基 38	塩化物イオン	200 以下	月 1 回	24.3	—	—	自己検査
基 39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下	年 4 回	50	—	—	自己検査
基 40	蒸発残留物	500 以下	年 4 回	114	—	—	自己検査
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	—	—	—	—	—
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	—	—	—	—	—
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	—	—	—	—	—
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	—	—	—	—	—
基 45	フェノール類	0.005 以下	—	—	—	—	—
基 46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 以下	月 1 回	0.9	—	—	自己検査
基 47	pH 値	5.8～8.6	毎日 (※ 2)	7.7	毎日 (※ 2)	7.7	自己検査又は連続自動測定機器
基 48	味	異常でないこと	月 1 回	異常なし	月 1 回	異常なし	自己検査
基 49	臭気	異常でないこと	月 1 回	異常なし	月 1 回	異常なし	自己検査
基 50	色度	5 度以下	毎日 (※ 2)	0.7	毎日 (※ 2)	0.6	自己検査又は連続自動測定機器
基 51	濁度	2 度以下	毎日	0.2未満	毎日	0.2未満	自己検査又は連続自動測定機器
	残留塩素	0.1以上	毎日	0.85	毎日	0.99	自己検査又は連続自動測定機器

※ 1 三ツ島のみ実施

※ 2 浜町、朝日町、北島町、大橋町は月 1 回

水質管理目標設定項目の検査項目及び頻度

別表 3

水質管理目標設定項目		目標値 (mg/L)	検査頻度		水質検査の方法
			泉町浄水場 出口、 上馬伏配水場 出口	給水栓 (殿島町、 岸和田)	
管 03	ニッケル及びその化合物	0.02以下	年 1 回	年 1 回	自己検査
管 13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下	年 1 回	年 1 回	市町村水道水質共同検査
管 14	抱水クロラール	0.02以下	年 1 回	年 1 回	市町村水道水質共同検査
管 16	残留塩素	1以下	月 1 回	月 1 回	自己検査
管 17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100	年 1 回	年 1 回	自己検査
管 18	マンガン及びその化合物	0.01以下	年 1 回	年 1 回	自己検査
管 24	蒸発残留物	30～200	年 1 回	年 1 回	自己検査
管 25	濁度	1度以下	月 1 回	月 1 回	自己検査
管 26	pH値	7.5程度	月 1 回	月 1 回	自己検査
管 30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	年 1 回	年 1 回	自己検査

※これら以外の水質管理目標設定項目については、大阪広域水道企業団の検査結果を収集することにより確認します。

別表 4 連続自動測定機器の設置地点及び水質検査項目

設置場所	水質検査項目
泉町（泉町浄水場内）	濁度、色度、pH、電気伝導率、残留塩素
四宮（上馬伏配水場内）	濁度、色度、pH、電気伝導率、残留塩素
浜町（門真みらい小学校内）	濁度、残留塩素
殿島町（守口市門真市消防本部西側）	濁度、色度、pH、電気伝導率、残留塩素
御堂町（古川橋小学校内）	濁度、色度、pH、電気伝導率、残留塩素
朝日町（21番地）	濁度、残留塩素
大橋町（大和田小学校内）	濁度、残留塩素
北島町（五月田小学校内）	濁度、残留塩素
岸和田（東小学校内）	濁度、色度、pH、電気伝導率、残留塩素
三ツ島（門真市旧浄化センター内）	濁度、色度、pH、電気伝導率、残留塩素

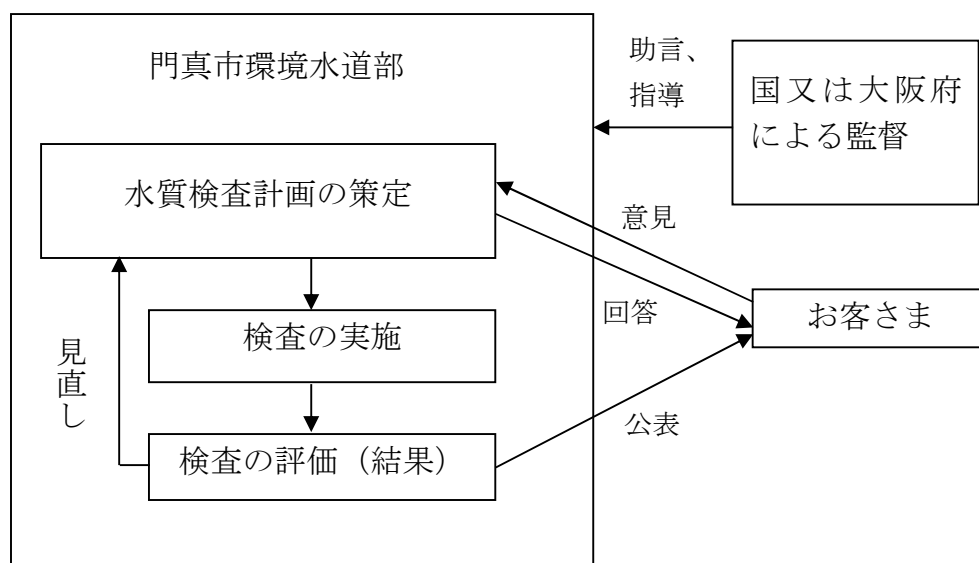


図 2 水質検査計画のスキーム概念図